

ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業 助成の概要 (整理版)

1. 事業の目的

本助成事業は、ひとり親家庭をはじめとする支援が必要な家庭の子どもに対し、食事の提供や食材の配布、生活に必要な物品の支援を行う取組を支援することを目的としています。

子ども食堂、子ども宅食、フードパンtryー等の活動を通じて、子どもの健やかな生活と見守り体制の強化を図ります。

2. 助成の対象となる事業者

次の要件を満たす団体・個人が対象となります。

- ・ひとり親家庭等の子どもを対象とした支援活動を行っていること
- ・申請時点で、すでに活動を行っていること
- ・関連する活動について 1 年以上の実績があること
- ・事業を担当する者が原則 2 名以上いること
- ・市区町村等の行政機関と連携できる体制があること
- ・反社会的勢力と関係がなく、過去に助成金の不正受給がないこと

※法人格の有無は問いません。

3. 助成の対象となる事業内容

助成の対象となるのは、次の条件を満たす事業です。

- ・営利を目的としないこと
- ・食事提供を行う場合は、衛生管理・安全管理を徹底すること
- ・他の助成金と同一内容・同一費目で重複していないこと

- ・主な対象を「ひとり親家庭等のこども」とした計画であること
 - ・事業の大部分を外部に委託せず、主体的に運営していること
-

4. 助成金の額

- ・1 事業者あたりの上限額: 50 万円

助成額は、支援人数や内容に応じて算定されます。
事業終了後は精算を行い、未使用分がある場合は返還が必要です。

5. 助成対象となる主な経費

以下のような、事業実施に直接必要な経費が対象となります。

- ・食材費、食事提供に係る費用
- ・学用品や生活必需品(趣旨に合致するもの)
- ・ボランティアの交通費、保険料
- ・会場使用料、印刷費
- ・必要な備品(理由書の提出が必要な場合あり)

※団体の通常運営費や汎用性の高い高額備品などは対象外です。

6. 申請と事業実施後の流れ

- ・指定された申請書類を、中間支援法人へ提出
 - ・審査・選考を経て、助成の可否が決定
 - ・事業実施後、**報告書・精算書類を提出**
 - ・関係書類は 5 年間保管する必要があります
-

申請を検討している方のための Q & A

Q1. まだ活動を始めたばかりですが、申請できますか？

A. 原則として、1年以上の活動実績が必要です。新規立ち上げのみの団体は対象外となります。

Q2. 法人でなくても申請できますか？

A. はい。任意団体や個人でも申請可能です。法人格は必須ではありません。

Q3. 他の助成金を受けていますが、申請できますか？

A. 同じ事業内容・同じ使い道でなければ申請可能な場合があります。
ただし、経費を明確に分けて管理することが必要です。
こども家庭庁が実施している「ひとり親等家庭のこどもの食事等支援事業」を同時に2か所採択をうけることはできません。

Q4. 助成金で備品を購入できますか？

A. 事業に必要な備品であれば可能ですが、理由書の提出が必要な場合があります。
また、通常業務にも使える汎用的な機器は対象外となることがあります。

Q5. 助成決定後に計画を変更できますか？

A. 軽微な変更を除き、事前に中間支援法人の承認が必要です。
無断で変更すると、助成金の取消し対象となることがあります。

Q6. 事業終了後に何を提出する必要がありますか？

A. 事業完了報告書、経費精算書、実施報告書など、
指定された書類一式を提出する必要があります。

Q7. 不正やルール違反があった場合はどうなりますか？

A. 助成決定の取消しや、**助成金の返還(延滞金を含む)**が求められる場合があります。